

◆国補助事業の要件等

※国の交付決定を受けて実施する事業のため、国の交付決定を受けられなかった場合は、以下の要件に該当する場合でも補助金は交付されません。

○補助対象事業者

以下の全ての条件を満たす事業者が対象となります。

- ①小美玉市内に事業所を有し、又は設けようとする民間事業者等
- ②市税を滞納していないこと。
- ③小美玉市暴力団排除条例（平成23年小美玉市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

○補助対象事業

以下の全ての条件を満たす事業が対象となります。

- ①地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業
- ②地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業
- ③地域金融機関等による融資等を受けて実施する事業
- ④事業者にとって、これまでの取組とは異なる新たな事業
- ⑤1人以上の従業員を新たに市内で雇用することを計画している事業
- ⑥他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対するモデル性がある事業（市内で前例がなく、モデルとなる事業）

○補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下の表のとおりです。

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

※消費税および地方消費税に相当する額は補助対象経費から除く。

○補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費から金融機関等からの融資額等及び補助事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額となります。なお、金融機関等からの融資額等と補助金額の比率に応じて適用される補助金の上限額は、以下の表のとおりです。

融資額等と補助金の比率	補助金上限額
①融資額等が補助金の額と同額以上2倍未満の場合 ※上限の3,000万円の補助を受けようとする場合、 最低3,000万円の融資等を受ける必要があります。	3,000万円
②融資額等が補助金の額の2倍以上3倍未満の場合 ※上限の4,000万円の補助を受けようとする場合、 最低8,000万円の融資等を受ける必要があります。	4,000万円
③融資額等が補助金の額の3倍以上4倍未満の場合 ※上限の5,000万円の補助を受けようとする場合、 最低1億5,000万円の融資等を受ける必要があります。	5,000万円
③融資額等が補助金の額の4倍以上の場合 ※上限の5,500万円の補助を受けようとする場合、 最低2億2,000万円の融資等を受ける必要があります。	5,500万円

例)

補助対象経費が10,000万円、融資額等が4,000万円、自己資金2,000万円で事業を行う場合

10,000万円－4,000万円－2,000万円＝補助金額4,000万円となりますが、融資額等と補助金の額が同額のため、上の表の①により、
補助金上限額は3,000万円となります。